

# 令和3年度 福島県地域開発事業 決算の概要

小名浜臨海工業団地



田村西部工業団地



会津若松工業団地



令和5年1月

福島県 企業局

# 1 事業概要

本県に企業を誘致し、産業の振興や雇用の創出に寄与するため、工場用地をはじめ、業務用地、住宅用地を造成し、供給する事業を行ってきました。これまでに13の工業団地等の造成を行い、154社の企業誘致により約1万5千人の雇用を創出しました。

事業の廃止決定に伴い、令和2年度末をもって未分譲資産を福島県の商工労働部へ移管しております。

令和3年度以降は、事業の企業債残債の償還業務、決算、事業の清算を行ってまいります。

# 2 決算概要

一般会計から負担金13.3億円を繰り入れ、企業債の繰上償還の財源に充てております。その負担金を営業外収益として計上することで、約12.8億円の純利益となり、累積欠損金は約139億円となりました。

# 3 計画と実績の比較

- ・ 営業外収益は、企業債償還財源となる一般会計負担金を受け入れ、計画どおりとなりました。
- ・ 営業外費用は、借入先金融機関との交渉により、年度始めに企業債を繰上償還し支払利息の軽減を図ったことで、計画を下回りました。
- ・ 繰上償還により利息の軽減を図った結果、計画より純利益が約180万円ほど上回りました。

(単位 千円)

項目	R3計画(a)	R3 実績(b)	R2実績(c)	増減(b)-(a)	増減(b)-(c)
事業収益	1,330,010	1,330,008	1,336,377	△ 2	△6,369
経常収益	1,330,009	1,330,008	1,332,482	△ 1	△2,474
営業収益	0	0	0	0	0
営業外収益	1,330,009	1,330,008	1,332,482	△ 1	△2,474
一般会計負担金	1,330,000	1,330,000	1,330,032	0	△32
その他	9	8	2,450	△ 1	△2,442
特別利益	1	0	3,895	△ 1	△3,895
事業費用	47,648	45,830	1,060,702	△ 1,818	△1,014,872
経常費用	47,647	45,830	1,056,807	△ 1,817	△1,010,976
営業費用	19,195	18,991	104,512	△ 204	△85,521
人件費	7,569	7,448	46,131	△ 121	△38,683
報償費	11,500	11,500	34,400	0	△22,900
その他	126	43	23,981	△ 83	△23,938
営業外費用	28,452	26,839	952,295	△ 1,613	△925,456
支払利息	28,451	26,839	42,666	△ 1,612	△15,827
雑支出	1	0	908,661	△ 1	△908,661
その他	0	0	968	0	△968
特別損失	1	0	3,895	△ 1	△3,895
当年度純利益	1,282,362	1,284,178	275,675	1,816	1,008,503

## 4 課題への対応状況

### ①企業債の繰上償還と累積欠損金解消の着実な実行

平成30年度より一般会計から繰り入れている負担金（毎年度13.3億円）を財源として企業債（残債）の繰上償還を行い、利子負担の軽減を図っております。また、その負担金を営業外収益として計上することで生じる純利益は、毎年度、累積欠損金と相殺するとともに、令和6年度まで資本金を減資することで、累積欠損金の解消を図ってまいります。

#### 【支払利息軽減額】

1億7,334万円（・R3 2,097万円、・H30～R2 1億5,237万円）

#### 企業債の繰上償還と累積欠損金解消の推移

（単位 億円）

	H30	R1	R2	R3	R4(予定)	R5(予定)	R6(予定)	計
一般会計負担金	13.30	13.30	13.30	13.30	13.30	13.30	7.35	87.15
企業債償還金	44.36	13.69	21.84	12.62	14.32	13.14	7.37	127.34
累積欠損金	166.82	154.68	151.93	139.08	126.08	112.95	105.71	—

### ②工業団地早期分譲に向けた商工労働部との連携

令和2年度末に未分譲地を移管した商工労働部に対して、これまでの企業局における企業誘致の知見を商工労働部と共有し、分譲・造成に関するノウハウなど技術的なアドバイスを引き続き行ってまいります。

### ③地域開発事業の廃止に向けた会計処理

地域開発事業の廃止（令和3年2月議会（施行期日：令和7年4月1日））に伴い、未分譲地の販売業務は商工労働部に移管されましたが、令和6年度までの企業債残債償還、決算処理、事業の清算等の業務については、企業局において対応してまいります。

令和7年度における令和6年度の決算認定と決算認定後の総務省への報告（地方公営企業法適用状況異動報告書の提出）までは、進捗管理し、着実に手続きを進めてまいります。